

岩手県保育対策総合支援事業費補助金交付要綱

(通則)

第1 岩手県保育対策総合支援事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付に関しては、「保育対策総合支援事業費補助金交付要綱」（令和5年10月12日付けこ成事第520号こども家庭庁長官通知）、「令和6年度（令和5年度からの繰越分）保育対策総合支援事業費補助金（保育所等改修費等支援事業等（令和5年度補正予算分）分）交付要綱」（令和6年7月31日付けこ成保第729号こども家庭庁長官通知）、「保育人材確保事業の実施について」（令和6年5月30日付けこ成保第312号こども家庭庁成育局長通知。以下「保育人材確保通知」という。）、「認可保育所等設置支援等事業の実施について」（令和5年4月19日付けこ成保第15号こども家庭庁成育局長通知。以下「保育所設置支援通知」という。）、「保育所等業務効率化推進事業（保育所等におけるICT化推進等事業（うち、保育施設等におけるICT導入状況等に関する調査研究事業を除く））（令和5年度補正予算分）の実施について」（令和6年2月1日付けこ成保第33号こども家庭庁成育局長通知。以下「保育所等業務効率化推進通知」という。）、「多様な保育促進事業の実施について」（令和6年3月30日付けこ成保第179号こども家庭庁成育局長通知。以下「多様な保育促進通知」という。）及び岩手県補助金交付規則（昭和32年岩手県規則第71号。以下「規則」という。）の規定によるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(交付の目的)

第2 この補助金は、地域の実情に応じた多様な保育需要に対応するため、知事が適当と認めた者（盛岡市内に所在する施設の設置者及び盛岡市内に所在する施設に勤務する者を除く。）又は市町村が行う保育人材の確保及び保育環境の改善等に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付することにより、もって子どもを安心して育てることができる体制整備を行うことを目的とする。

(補助金の交付の対象)

第3 第2に規定する経費及びこれに対する補助率等は、別表第1のとおりとし、交付額は次により算出された額の合計額とする。ただし、別表第1の事業ごとの算出額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

- (1) 事業ごとに、基準額と経費の実支出額を比較して少ない方の額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。
- (2) (1)により選定された額に事業ごとの補助率を乗じて得た額の合計額を交付額とする。

(補助金の前金払)

第4 知事は、必要があると認める場合においては、前金払をすることがある。

(交付の条件)

第5 この補助金の交付の決定には、次の条件を付すものとする。

- (1) 別表第1の事業の区分を超えて、事業に要する経費の配分を変更する場合には、知事の承認を受けなければならない。
- (2) 規則第6条第1項第1号及び第2号に規定する軽微な変更は、補助の目的、概要を変更しない範囲において、補助金交付決定額の減額変更をしようとする場合とする。
- (3) 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難になった場合には、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならない。
- (4) 事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、当該帳簿及び証拠書類を補助金の額の確定の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかななければならない。
- (5) 市町村が補助金を民間団体に交付する場合には、(1)から(4)までに掲げる条件を付さなければならない。この場合において、「知事」とあるのは、「市町村長」と読み替えるものとする。

(申請の取下期日)

第6 規則第8条第1項に規定する申請の取下期日は、補助金の交付の決定の通知を受領した日から起算して15日以内とする。

(立入検査等)

第7 知事は、予算の執行の適正を期するため、補助事業者（市町村を除く。）に対して、必要な報告を求め、又は当該職員に、その事務所、事業場等に立ち入り、帳簿書類その他の必要な物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 補助事業者は、補助事業の全部又は一部を補助金の交付により実施する場合において、当該補助金の交付に当たっては、知事が、予算の執行の適正を期するため、当該補助金の交付を受ける者に対して、必要な報告を求め、又は当該職員に、その事務所、事業場等に立ち入り、帳簿書類その他の必要な物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる旨の条件を附さなければならない。

3 補助事業者は、補助事業の全部又は一部を委託により実施する場合において、当該委託の業務を行う者と契約を締結するに当たっては、知事が、予算の執行の適正を期するため、当該委託の業務を行う者に対して、必要な報告を求め、又は当該職員にその事務所、事業場等に立ち入り、帳簿書類その他の必要な物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる旨の条件を附さなければならない。

(提出書類及び提出期日)

第8 実施要綱及び規則により定める書類及びこれに添付する書類並びに提出期日は、別表第2のとおりとする。

(その他)

第9 この要綱に定めるもののほか、補助金の取扱いに関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年12月4日から施行し、平成27年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成30年12月11日から施行し、平成30年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和元年11月25日から施行し、令和元年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和2年11月26日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和3年2月10日から施行し、令和2年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和3年10月6日から施行し、令和3年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和3年12月27日から施行し、令和3年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和4年10月26日から施行し、令和4年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和5年2月7日から施行し、令和4年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和5年10月4日から施行し、令和5年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和5年12月6日から施行し、令和5年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和6年11月27日から施行し、令和6年度分の補助金から適用する。

別表第1（第3関係）

区 分	事 業	補助事業者	基準額	経 費	補助率
直接補助事業	保育教諭確保のための保育士資格取得支援事業（児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第18条の6に基づき都道府県知事の指定する保育士を養成する学校その他の施設（以下「養成施設」という。）受講料等補助）	認定こども園及び認定こども園への移行を予定している保育所、幼稚園、認定こども園等の施設（以下「認定こども園等」という。）の設置者又は当該施設に勤務する対象者	養成施設の受講に要した経費の2分の1に相当する額以内の額（ただし、1人当たり100,000円を上限とする。）	保育人材確保通知別添1 保育士資格取得支援事業実施要綱Ⅰ 6（3）①に基づき、保育士資格取得支援事業を実施するために必要な経費	10/10
	保育教諭確保のための保育士資格取得支援事業（代替保育士雇上費補助）	認定こども園及び認定こども園への移行を予定している施設（公立施設を除く。以下「私立認定こども園等」という。）の設置者	代替保育士1人1日当たり <u>7,690円</u>		
	幼稚園教諭免許状を有する者の保育士資格取得支援事業	幼稚園教諭免許状を有するものであって、かつ、保育士資格を有していない者	養成施設の受講に要した経費の2分の1に相当する額以内の額（ただし、1人当たり100,000円を上限とする。）		
	保育所等保育士資格取得支援事業	保育所、認定こども園、認定こども園への移行を予定している幼稚園、乳児院、児童養護施設（いずれも国又は地方公共団体が設置したものを除く。以下「私立保育所等」という。）の設置者又は当該施設に勤務する対象者	養成施設の受講に要した経費の2分の1に相当する額以内の額（ただし、以下の額を上限とする。） ア 養成施設を卒業することにより保育士資格を取得する場合 1人当たり300,000円 イ 「保育士試験の実施について」（平成15年12月1日雇児発第1201002号雇用均等・児童家庭局長通知。以下、「試験実施通知」という。）の別表1の②及び③により保育士資格を取得する場合 1人当たり100,000円 ウ 試験実施通知の別表1の①により保育士資格を有する場合 1人当たり200,000円		
	保育士資格取得・登録に係るオンライン手続化事業	一般社団法人全国保育士養成協議会及び社会福祉法人日本保育協会	<u>こども家庭庁長官が別に定める額</u>	<u>保育所等業務効率化推進通知の別紙保育所等業務効率化推進事業（保育所等におけるICT化推進等事業（うち、保育施設等におけるICT導入状況等に関する調査研究事業を除く））（令和5年度補正予算分）実施要綱に基づき、保育士資格取得・登録に係るオンライン手続化を実施するために必要な経費</u>	10/10
	医療的ケア児保育支援事業	市町村（中核市を除く。）	1 看護師等の配置 ア 看護師等を配置して医療的ケアを行う場合 1か所当たり年額5,290,000円 イ 看護師等を配置せず、保育士等が医療的ケアを行う場合 1か所当たり年額4,950,000円 ウ <u>巡回による看護師配置を行った場合（医療的ケア巡回型）</u> <u>1市町村当たり年額5,010,000円</u> ※ ただし、2名以上の医療的ケア児の受け入れが見込まれ	多様な保育促進通知別添3 医療的ケア児保育支援事業実施要綱に基づき医療的ケア児保育支援事業を実施するために必要な経費	3/4 ※3年後の医療的ケア児の保育所等の利用を希望する人数（見込み）に対して、医療的ケア児の受入人数（見込み）が上回る整備計画書を策定する場合は5/6とする。

			る保育所等において、看護師などを複数配置している場合は5,290,000円を、保育士等を複数配置している場合は4,950,000円を加算する。 2 研修受講支援加算 1か所当たり年額300,000円 3 保育補助者配置加算 1か所当たり年額2,232,000円 4 医療的ケア児保育支援者配置加算 1市町村当たり年額2,232,000円 ※ 看護師等又は喀痰吸引等研修の課程を修了した者が担当する場合、1市町村当たり年額130,000円を加算する。 5 ガイドライン策定加算 1市町村当たり年額577,000円 6 検討会等設置加算 1市町村当たり年額360,000円 7 医療的ケア児の備品補助 1か所当たり年額100,000円 8 災害対策備品整備 1か所当たり年額100,000円 ※ 「2 研修受講支援加算」、「5 ガイドライン策定加算」、「6 検討会等設置加算」は単独で補助することを可能とする。		
	保育環境改善事業（障害児受入促進事業、感染症対策のための改修整備等事業、保育環境向上等事業）	市町村（中核市を除く。）	1施設当たり1,029,000円	保育所設置支援通知別添5保育環境改善等事業実施要綱に基づき、障害児受入促進事業、熱中症対策事業、感染症対策のための改修整備等事業及び保育環境向上等事業の実施に要する経費	2/3
	保育所等における要支援児童等対応推進事業	市町村	1か所当たり年額4,567,000円	多様な保育促進通知別添8保育所等における要支援児童等対応推進事業実施要綱に基づき保育所等における要支援児童等対応推進事業を実施するために必要な経費	3/4
間接補助事業	保育体制強化事業	市町村	1 保育支援者の配置 1か所当たり月額100,000円 2 児童の園外活動の見守り等 ① 保育支援者が児童の園外活動時の見守り等にも取り組む場合、1か所当たり月額45,000円を加算する。 ② その他の場合 1か所当たり月額45,000円 ※①、②は1か所につき一方のみ 3 スポット支援員の配置 1か所当たり月額45,000円	保育人材確保通知別添6保育体制強化事業実施要綱に基づき、保育支援者の配置に要する経費	1/4

保育補助者雇上強化事業	市町村（中核市を除く。）	1 利用定員が121人未満の施設の場合 1か所当たり年額 <u>2,338,000 円</u> ※ 新子育て安心プラン実施計画の採択を受けた市町村にあつては <u>3,117,000 円</u> 2 利用定員が121人以上の施設の場合 1か所当たり年額 <u>4,676,000 円</u> ※ 新子育て安心プラン実施計画の採択を受けた市町村にあつては <u>6,234,000 円</u>	保育人材確保通知別添7 保育補助者雇上強化事業実施要綱に基づき、保育補助者の雇上げに要する経費	7/8
医療的ケア児保育支援事業	市町村（中核市を除く。）	1 看護師等の配置 ア 看護師等を配置して医療的ケアを行う場合 1か所当たり年額 5,290,000 円 イ 看護師等を配置せず、保育士等が医療的ケアを行う場合 1か所当たり年額 4,950,000 円 ※ ただし、2名以上の医療的ケア児の受け入れが見込まれる保育所等において、看護師などを複数配置している場合は5,290,000 円を、保育士等を複数配置している場合は4,950,000 円を加算する。 2 研修受講支援加算 1か所当たり年額 300,000 円 3 保育補助者配置加算 1か所当たり年額 2,232,000 円 <u>4 医療的ケア児の備品補助</u> <u>1か所当たり 年額 100,000 円</u> <u>5 災害対策備品整備</u> <u>1か所当たり 年額 100,000 円</u> ※ 「2 研修受講支援加算」は単独で補助することを可能とする。	多様な保育促進通知別添3 医療的ケア児保育支援事業実施要綱に基づき医療的ケア児保育支援事業を実施するために必要な経費	3/4 ※ 3年後の医療的ケア児の保育所等の利用を希望する人数（見込み）に対して、医療的ケア児の受入人数（見込み）が上回る整備計画書を策定する場合は5/6とする。
保育環境改善事業（障害児受入促進事業、熱中症対策事業、感染症対策のための改修整備等事業、保育環境向上等事業）	市町村（中核市を除く。）	1施設当たり 1,029,000 円	保育所設置支援通知別添5 保育環境改善等事業実施要綱に基づき、障害児受入促進事業、熱中症対策事業、感染症対策のための改修整備等事業及び保育環境向上等事業の実施に要する経費	2/3
<u>保育所等における要支援児童等対応推進事業</u>	<u>市町村</u>	<u>1か所当たり年額 4,567,000 円</u>	<u>多様な保育促進通知別添8 保育所等における要支援児童等対応推進事業実施要綱に基づき保育所等における要支援児童等対応推進事業を実施するために必要な経費</u>	<u>3/4</u>

別表第2（第8関係）

事業	条項等	提出書類及び添付書類	様式	提出期日
保育士資格取得支援事業	実施要綱別添1の5の規定による書類	事業実施計画書	第1号	対象者が養成施設に入学した日又は養成施設からの受講許可を得た日のいずれか早い日の属する年度の末日まで
	規則第4条の規定による書類	岩手県保育対策総合支援事業費補助金（保育士資格取得支援事業）交付申請書 1 岩手県保育対策総合支援事業費補助金（保育士資格取得支援事業）所要額内訳表 2 口座振替先報告書 3 その他知事が必要と認める書類	第2号 第2号の1 第3号	対象者が保育士証等の交付を受けた後、勤務対象施設に勤務を開始した日の属する月の末日まで。ただし、やむを得ない理由により当該期日までに提出できない場合は、この限りでない。
	規則第6条第1項第1号、第2号及び第3号の規定により承認を受ける場合の書類	岩手県保育対策総合支援事業費補助金（保育士資格取得支援事業）変更（中止、廃止）承認申請書 1 事業実施計画書 2 その他知事が必要と認める書類	第4号 第1号	変更（中止、廃止）の理由が生じた日から14日以内
	規則第13条第1項の規定による書類	岩手県保育対策総合支援事業費補助金（保育士資格取得支援事業）請求書 1 岩手県保育対策総合支援事業費補助金（保育士資格取得支援事業）精算書 2 完了報告書 3 勤務（予定）証明書 4 その他知事が必要と認める書類	第5号 第5号の1 第6号 第7号	別に定める。
保育士資格取得・登録に係るオンライン手続化事業	規則第4条の規定による書類	岩手県保育対策総合支援事業費補助金（保育士資格取得・登録に係るオンライン手続化事業）交付申請書 1 岩手県保育対策総合支援事業費補助金（保育士資格取得・登録に係るオンライン手続化事業）所要額調書 2 その他知事が必要と認める書類	第12号 第12号の1	別に定める。
	規則第6条第1項第1号、第2号及び第3号の規定により承認を受ける場合の書類	岩手県保育対策総合支援事業費補助金（保育士資格取得・登録に係るオンライン手続化事業）変更（中止、廃止）承認申請書 1 岩手県保育対策総合支援事業費補助金（保育士資格取得・登録に係るオンライン手続化事業）所要額調書 2 その他知事が必要と認める書類	第13号 第12号の1	変更（中止、廃止）の理由が生じた日から14日以内
	規則第13条第1項の規定による書類	岩手県保育対策総合支援事業費補助金（保育士資格取得・登録に係るオンライン手続化事業）請求書 1 事業実績報告書 2 岩手県保育対策総合支援事業費補助金（保育士資格取得・登録に係るオンライン手続化事業）精算書 3 その他知事が必要と認める書類	第15号 第14号 第14号の1	別に定める。
保育体制強化事業、保育補助者雇上強化事業、医療的ケア児保育支援事業及び保育環境改善事業（障害児受入促進事業、熱中症対策事業、感染症対	規則第4条の規定による書類	岩手県保育対策総合支援事業費補助金交付申請書 1 岩手県保育対策総合支援事業費補助金所要額調書 2 岩手県保育対策総合支援事業費補助金内訳書 3 その他知事が必要と認める書類	第8号 第8号の1 第8号の2	別に定める。
	規則第6条第1項第1号、第2号及び第3号の規定により承認を受ける場合の書類	岩手県保育対策総合支援事業費補助金変更（中止、廃止）承認申請書 1 岩手県保育対策総合支援事業費補助金所要額調書 2 岩手県保育対策総合支援事業費補助金内訳書 3 その他知事が必要と認める書類	第9号 第8号の1 第8号の2	変更（中止、廃止）の理由が生じた日から14日以内

策のための改 修整備等事業 、保育環境向 上等事業)、 <u>保育所等にお ける要支援児 童等対応推進 事業</u>	規則第13条第1 項の規定による 書類	岩手県保育対策総合支援事業費補助金請求書 1 事業実績報告書 2 岩手県保育対策総合支援事業費補助金精算書 3 岩手県保育対策総合支援事業費補助金内訳書 4 その他知事が必要と認める書類	第11号 第10号 第10号の1 第10号の2	別に定める。
--	---------------------------	---	----------------------------------	--------